

第7章 昇降機

■第54条～第56条（昇降機）関係

（エレベーターの機械室）

第54条 エレベーターの機械室の構造は、次に定めるところによらなければならない。

（1）照明設備を設けること。

（2）非常用エレベーターの機械室とその他の部分とを耐火構造の壁又は特定防火設備で区画すること。

（エレベーターのピット）

第55条 エレベーターのピットには、照明設備又は照明用コンセント設備を設け、かつ、当該ピットの深さが1.5メートルを超える場合は、タラップその他これに類するものを設けなければならない。

（小荷物専用昇降機の機械室）

第56条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備又は照明用コンセント設備を設けなければならない。

【趣旨】

本各条は、保守整備時における安全と災害時における円滑な避難を目的として、エレベーターの構造や設備について定めたものである。

【解説】

1. 「機械室」について

「機械室」には、ホームエレベーター等の機械室も含まれますが、機械室のないエレベーターや段差解消機、階段昇降機等については、機械室そのものがないので、本規定の対象とはなりません。しかし、そうした昇降機であっても、巻き上げ機や制御盤等がある部分については、保守点検が必要であることから、照明設備の設置が望まれます。

2. 「タラップその他これに類するもの」について（第55条）

「タラップその他これに類するもの」とは、タラップやピットに設置された折りたたみ式のはしご等の同等器具（運行上、耐震対策上支障がないものに限る。）のことをいいます。